

株式会社プレシャスパートナーズ

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社プレシャスパートナーズと称する。

2 当社の英文社名は PRECIOUS PARTNERS Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 求人広告代理店業
2. 有料職業紹介業
3. 就職・採用活動支援イベントの企画、立案及び実施並びに各種イベントの企画に関するコンサルティング
4. ホームページ、パンフレット、動画等の各種採用活動支援ツールの企画、立案及び制作
5. 就職・採用・人事に関する総合コンサルティング
6. 採用代行サービスの提供（採用活動全体または部分的な業務の代行）
7. インターネットを利用した各種情報の提供
8. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、200万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定め
た順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である
情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの
全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主
に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、
出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもつ
て行う。

- 2 会社法第309条第2項による株主総会の特別決議は、議決権を行
使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席
し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって
行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 18 条 当会社の取締役は 7 名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役その他役付取締役を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第25条 取締役会に関する事項については、法令及び本定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項に定める取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間において、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役

(員数)

第28条 当会社の監査役は4名以内とする。

(選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項に定める監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間において、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の責任限定契約)

第33条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間

に、任務を怠ったことによる、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当の基準日)

第35条 当会社の期末配当金の基準日は、毎年3月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第36条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第37条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる